

組合加入で、たとえば

- ✓ **有利な融資**が受けられます
- ✓ **各種保険制度**に加入できます
- ✓ **経営に必要な情報**が即座に得られます

創業を積極的に 支援します!



公益財団法人
兵庫県生活衛生営業指導センター

新規創業の
生活衛生関係営業者
のみなさまへ

大きな
安全

大きな
安心

組合加入で
セーフティ
ネット

生衛組合に加入しましょう!

生衛組合に加入すると

- 日本政策金融公庫の生活衛生融資制度のうち、一般貸付より低い金利で借り入れ可能な振興事業貸付等を受けられる
- 行政や業界の最新情報を知ることができる
- お得な各種保険制度に加入できる
- 各事業の個別特典(カラオケ著作権料割引等)がある

など、各組合における組合員には種々のメリットがありますので、この機会に生衛組合への加入をご検討ください。

詳細については、裏面に各生衛組合の連絡先等を記載しておりますのでお気軽にお問い合わせください。各生衛組合ではみなさまからのご連絡をお待ちしております。

? 生衛組合って?

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(生衛法)に基づき設立された営業者の自主的な活動団体です。

理容、美容、クリーニング、旅館・ホテル、公衆浴場、興行場、一般飲食店、すし、めん類、中華料理、社交飲食、料理、食肉販売、食鳥肉販売、喫茶店、
※冰雪販売、※簡易宿泊所 営業の各業ごとに各都道府県に一つだけ設立されていて各業の営業者の方はどなたでも加入できます。

※兵庫県にはありません

? 生衛組合の役割って?

生衛業は国民の生活に不可欠なサービスや商品を提供する重要な業種であるため、生衛業者には国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る使命があります。

そのため生衛組合は国や都道府県の指導・支援を受け、衛生水準の維持向上、経営の健全化を図り地域の経済活性化に貢献する役割があります。

最近では、地域文化や災害など非常時の住民生活を守るため、地域住民や行政を支援するなど多様な活動を展開しています。

組合に入ったら、有利な融資制度が受けられます。

組合未加入の場合

業種	一般貸付 (主に組合未加入者)	
	融資限度額	利率及び貸付期間
設備資金	飲食店営業、喫茶店営業 食肉販売業、食鳥肉販売業 理容業、美容業	7,200万円
	一般公衆浴場業	3億円
	ホテル・旅館営業	4億円
	興行場営業	2億円 (一般公衆浴場業は30年以内)
	クリーニング業	1億2,000万円
運転資金	上記全業種	制度なし

※利率(適用日:平成28年4月13日・年利)

組合員に対する生活衛生融資制度

振興事業貸付 事業計画書の確認を受けた方は、更に0.15%低い利率でご利用いただけます。		生活衛生改善貸付	
融資限度額	利率および貸付期間	融資限度額	利率および貸付期間
1億5,000万円	基準利率 - 0.9%	併せて 2,000万円	経営改善利率 1.3%
1億5,000万円 (一般貸付とは別枠)			
7億2,000万円			
7億2,000万円	18年以内 (特別な場合20年以内)		
3億円			
5,700万円	基準利率 5年以内 (特別な場合7年以内)	併せて 2,000万円	〔設備資金〕 10年以内
	標準営業約款登録者 基準利率 - 0.4%		

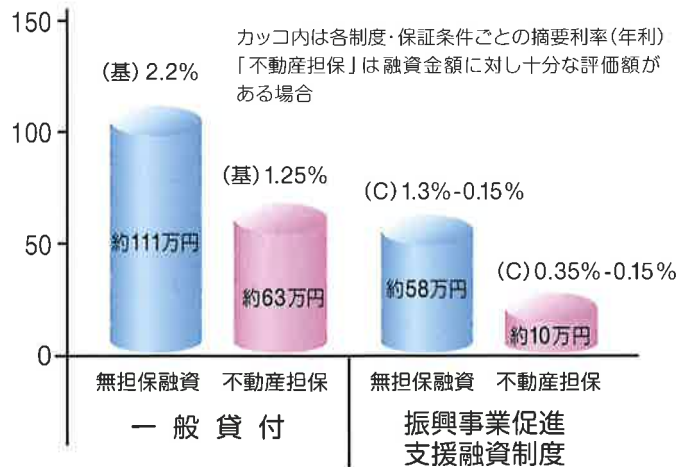
- ・女性・若者/シニア創業者及び事業承継を行う場合は、振興運転資金の貸付利率が引き下げられます。
- ・無担保の融資をご希望される場合は、融資限度額、利率及び貸付期間が異なります。
- ・生活衛生改善貸付のご利用は業歴1年以上必要です。

利息支払総額の概算

条件 設備資金 1,000万円
返済期間 10年
元金均等払い
利率は28年4月1日現在

振興事業貸付(振興事業促進支援融資制度)を返済期間10年、元金均等払いで利用した場合の利息支払総額は一般貸付を利用した場合と比べ概算で約53万円程度少なくなります。

(保証条件が同じ場合)



組合に入ったら、各種保険制度に加入できます。

飲食業組合の事例

全飲連新総合賠償(食中毒)共済制度

「全国飲食業生活衛生同業組合連合会(全飲連、県飲食業組合の上部団体)」の組合員だけが加入できる食中毒賠償と総合賠償が一つになったお得な共済制度であり、充実した補償内容をお求めの方にはワイドプランもあります。

食中毒賠償保険、施設賠償保険、受託物賠償保険の3点セット 総額1億円の保証が団体契約により格安の掛金で加入できます。



エコノミープラン <small>(リーズナブルな保険料)</small>	◎食中毒賠償事故のみ補償となります。 (貴店で製造販売した飲食物によりお客様の身体に障害を与えた場合)			
ワイドプラン <small>(充実した補償内容)</small>	※日本国内のみ			
<div style="background-color: #9C27B0; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="background-color: white; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 食中毒 賠償事故 </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">貴店が製造・販売した飲食物が原因で、お客様などの第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。</p>	<div style="background-color: #4CAF50; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="background-color: white; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 施設 賠償事故 </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">貴店が所有・使用または管理する施設や貴店の営業活動が原因でお客様などの第三者にケガをさせたり、お客様などの第三者の財物を壊したりしたために法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。</p>	<div style="background-color: #2196F3; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="background-color: white; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受託物 賠償事故 </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">店舗内でお預かりしたお客様などの第三者の財物をこわしたり、盗まれたことにより、その財物の所有者に対して法律上の損害賠償を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p>	<div style="background-color: #E91E63; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="background-color: white; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 人格権侵害 宣伝障害 </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">プライバシーの侵害などに起因する慰謝料などに対して保険金をお支払いします。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <small>PRIVACY</small> </div>	<div style="background-color: #546E7A; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="background-color: white; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 第三者 医療費用 </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">店内でお客様がケガをした場合の医療費用または葬祭費用。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 5px;"> </div>

美容業組合の事例

美容所賠償責任補償制度

「全日本美容業生活衛生同業組合連合会(全美連、県美容業組合の上部団体)」の組合員だけが加入でき、1店舗あたり年間1,600円という小さな掛金で大きな補償が可能です。

美容所の美容業務にかかわる不注意(過失)や、美容施設の欠陥による事故が原因でお客様にケガをさせたり、持ち物を壊したりという、法律上の賠償責任を負う場合の損害を肩代わりしてお支払いする補償制度です。



掛金：1店舗当たり年間1,600円

対人補償：1名につき5,000万円まで・1事故につき1億円まで

対物補償：1事故につき300万円まで ※保管物は1事故につき500万円まで

! こんな時にお支払いします

お仕事に関連したもの

- 薬剤や器材の使用を誤り、お客様の頭皮・毛髪・顔面等に損害を与えた
- 施術中に誤って、お客様の衣服を汚した
- お客様の携行品(衣服・メガネ・カサ等)で預けられたものを壊したり、盗難にあった

お店設備等によるもの

- ショーケースが倒れたり棚から物が落ちてお客様がケガをした
- 床がすべりやすく、お客様が転んでケガをした

お支払いする補償金

- ①被害者となられたお客様に払う損害賠償金(治療費・慰謝料・修理代・洗濯代等)
- ②事故発生後その損害防止軽減に必要な費用(応急手当・病院への護送費等)

生活衛生組合は 住民の安心・安全を守る 地域のソーシャルキャピタルです

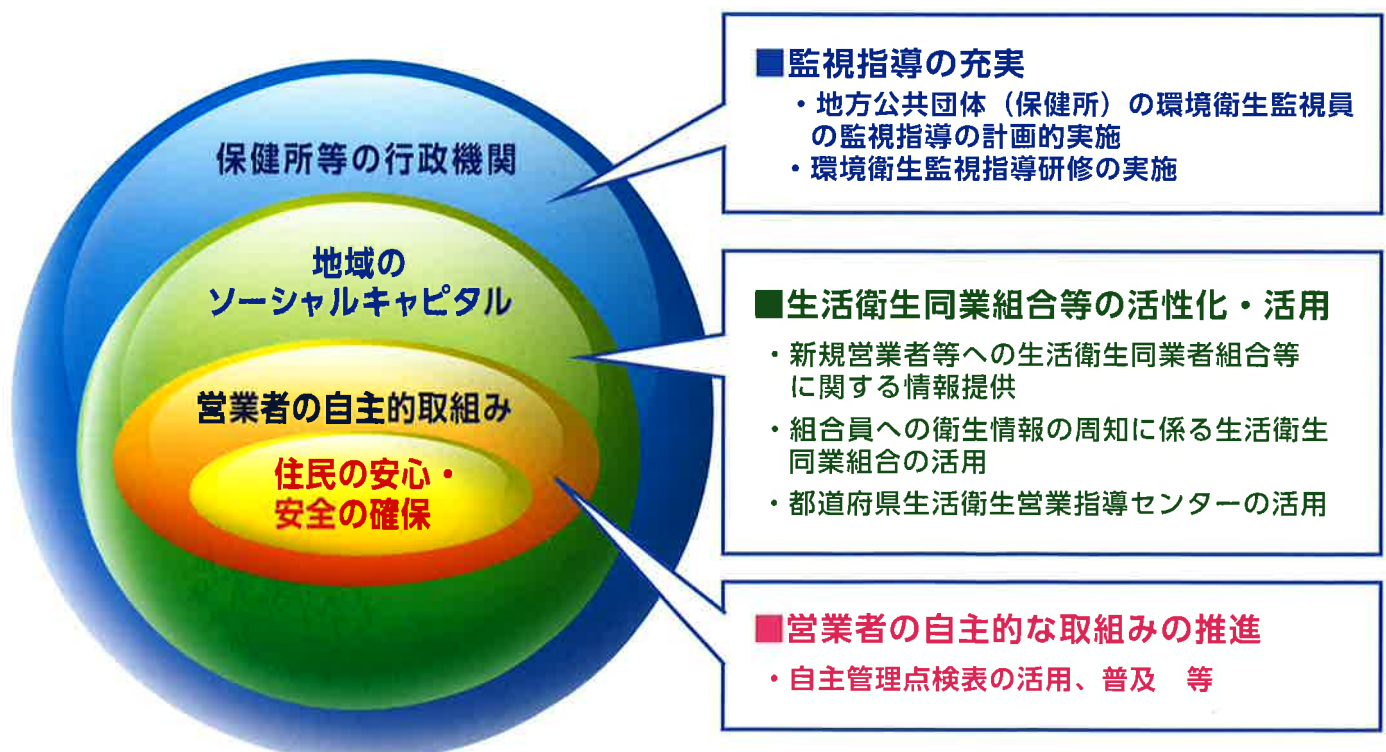
ソーシャルキャピタルとは？

- 人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることができる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴のことです。

組合の位置付け

- 生活衛生同業組合は、「衛生水準の確保・向上を目的として、連帯するソーシャル・キャピタルの一種」として位置付けされています。
(地域保健対策検討会報告書より)

住民の安心・安全の確保のための重層的な取組み



兵庫県の各生活衛生同業組合の所在地

組合加入を希望される、又は組合事業についてのお問い合わせは
下記の関係組合事務所におたずねください。

組 合 名	事務所の所在地	電話・FAX番号	ホームページアドレス
兵庫県理容生活衛生同業組合	〒652-0898 神戸市兵庫区駅前通1丁目3番28号	TEL (078) 577 - 1881 FAX (078) 577 - 4846	http://www.hyogo-riyo.jp/
兵庫県クリーニング生活衛生同業組合	〒650-0021 神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1308 センタープラザ13階	TEL (078) 322 - 2121 FAX (078) 322 - 2716	http://www.hyogo929.com/
兵庫県美容業生活衛生同業組合	〒652-0898 神戸市兵庫区駅前通1丁目3番28号	TEL (078) 575 - 5885 FAX (078) 575 - 3182	http://www.hyo-bi-kumiai.com/
兵庫県旅館ホテル生活衛生同業組合	〒650-0011 神戸市中央区下山手通7丁目1番30号	TEL (078) 341 - 3667 FAX (078) 341 - 3668	http://www.hyogo-rnk.jp
兵庫県公衆浴場業生活衛生同業組合	〒650-0011 神戸市中央区下山手通7丁目1番21号	TEL (078) 341 - 2475 FAX (078) 341 - 2475	http://www.hyoyok268.sakurane.jp/
生活衛生同業組合兵庫県興行協会	〒670-0927 姫路市駅前町27 テラッソ姫路4F アースシネマズ姫路内	TEL (079) 287 - 8810 FAX (079) 287 - 8855	
兵庫県鮨商生活衛生同業組合	〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目14番3号	TEL (078) 331 - 3350 FAX (078) 331 - 3352	http://www.sushi-hyogo.or.jp/
兵庫県社交飲食業生活衛生同業組合	〒678-0236 赤穂市上飯屋南9-5	TEL (0791) 45 - 0547 FAX (0791) 45 - 0547	
兵庫県麺類食堂業生活衛生同業組合	〒652-0035 神戸市兵庫区西多聞通1丁目3番22号	TEL (078) 577 - 1987 FAX (078) 577 - 1987	http://www.geocities.jp/menhyogo/
兵庫県食肉生活衛生同業組合	〒653-0032 神戸市長田区苅藻通7丁目3番12号	TEL (078) 671 - 6613 FAX (078) 652 - 0929	
兵庫県喫茶飲食生活衛生同業組合	〒650-0021 神戸市中央区三宮町3-9-7 喫茶館英國屋3階 (株)ミカド内	TEL (090) 7350 - 6058 FAX (078) 333 - 1890	
兵庫県料理業生活衛生同業組合	〒670-0807 姫路市増位本町2丁目10番地 BASE1北姫路303号	TEL (079) 222 - 0309 FAX (079) 222 - 0309	
兵庫県飲食業生活衛生同業組合	〒650-0022 神戸市中央区元町通3丁目15番10号	TEL (078) 391 - 4210 FAX (078) 391 - 2700	http://www.insyoku-hyogo.com/
兵庫県食鳥肉販売業生活衛生同業組合	〒658-0021 神戸市東灘区深江本町1丁目10番12号 鳥芳産業(株)内	TEL (078) 431 - 7616 FAX (078) 431 - 7616	http://www.hyogo-tori.com/
兵庫県中華料理業生活衛生同業組合	〒650-0004 神戸市中央区中山手通3丁目5番8号	TEL (078) 331 - 1239 FAX (078) 331 - 0389	http://www.hyogo-chuka.com/

(株) 日本政策金融公庫国民生活事業《兵庫県内支店》

神戸支店	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町1-7-4 ハーバーランドダイヤニッセイビル10F	078-341-4982
神戸東支店	〒657-0035	神戸市灘区友田町3-6-15	078-854-2900
明石支店	〒673-0898	明石市樽屋町8-36	078-912-4115
姫路支店	〒670-0917	姫路市忍町200	079-225-0572
尼崎支店	〒660-0892	尼崎市東難波町4-18-1	06-6481-3601
豊岡支店	〒668-0032	豊岡市千代田町10-6	0796-22-4327

公益財団法人 兵庫県生活衛生営業指導センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号
(兵庫県中央労働センター5F)

TEL.078-361-8097(代) FAX.078-361-2875

E-mail: hyogocenter@seiei.or.jp

ホームページ <http://www.seiei.or.jp/hyogo/>

交通のご案内

- 神戸市営地下鉄「県庁前」駅 西出口③より 徒歩5~7分
- 神戸高速鉄道「花隈」駅 東口より 徒歩5~7分
- JR「元町」駅 西口より 徒歩10~15分
- 阪神電鉄「元町」駅 西口より 徒歩10~15分



◇お車でお越しの方はB1Fの有料駐車場もご利用できます。
◇カーナビ等をご利用される場合は、目的地設定を「中央労働センター(☎078-341-2271)」
でお願いします。